

大阪・関西万博 工事代金未払い 110 番ニュース

NO. 12 2025年12月6日

全国商工団体連合会
東京都豊島区目白 2-36-13
TEL03-3987-4391/FAX03-3988-0820
e-mail : info@zenshore.or.jp

都議会・都市整備委員会

日本共産党・尾崎都議が質問

「都は許認可責任果たし、指導・救済を急げ」

11月20日、東京都議会・都市整備委員会が開かれました。日本共産党の尾崎あや子都議は、大阪・関西万博での工事代金未払い問題に関わって、建設業法の解釈や都の役割について質問。GL events Japanなどに知事許可を与えていた東京都都市整備局の考えをただしました

都建築部長 指導・監督責任があると認め 「状況の確認を継続する」と答弁



尾崎都議（写真）は「二次または三次下請け業者への工事代金未払いがある場合、特定建設業者の最上位元請けに対して工事代金の立て替え払いを行いうよう指導できるのか」と質問。

立替払いの勧告権限認める

答弁に立った建築部長は、「元請けである特定建設業者から下請け業者が請け負った工事の施工に関し、他人に損害を加えた場合、必要があると認めるときは、当該特定建設業者に対して許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、適正と認められる金額を立替払することなどを勧告することができると規定されています。都は引き続き状況の確認を継続してまいります」と述べました。

建設業法19条が定める契約書の交付についても「状況の確認を継続する」と繰り返しました。尾崎都議は、契約書が交わされなかった実態や、未払い被害業者が直面している困難な状況を突き付け、「都として早急に建設業法上の許認可責任を果たし、問題解決への指導、救済を急げ」と迫りました。

「2億8000万円の未払いがある」 全商連に新たに相談・問い合わせ

このほど、ポーランド館の工事に携わったという3次下請けの事業者から電話相談が。「2次下請けが1次から2億8000万円の未払いをうけている。何とか解決できないか」というものです。当事者から、被害状況をまとめた資料を送ってもらうように依頼し、泣き寝入りせずたたかうことを呼び掛けました。

社会保険料の差し押さえストップ 職権による換価の猶予を実現し

未払い問題の解決が進展しない下で、資金繰りや税金・社会保険料の納付が厳しくなっています。

社会保険料をやむなく滞納した被害者のAさんは、年金事務所から「3回で完納しなければ売掛金などを差し押さえる」と厳しく迫られました。

相談を受けた全商連は、該当地域の民主商工会（民商）と連絡を取り、Aさんとともに年金事務所に払える金額での分納を認めるよう要請してきました。

その結果、納税緩和制度の一つである職権型の換価の猶予が適用され、差し押さえをストップ。4年の分割納付が認められました。